



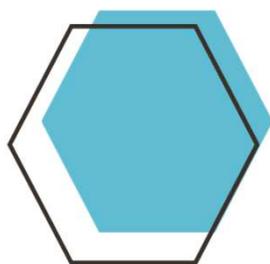
1会計年度あたり
最大
2億円を
10年間



豊中市千里中央地区 商業・オフィスビル立地促進奨励金

商業施設・オフィス部分の固定資産税額相当額全額

広域から多様な人が訪れる拠点づくりで地域経済を活性化



内容

- ✓ 土地・建物・設備（償却資産）にかかる固定資産税額相当額全額を10年間
- ✓ 事業開始後3年を経過した日に1年以上新規に正規雇用している市民1人あたり10万円、上限1,000万円

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎5階）

電話：06-6858-2199

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

💡 北摂地域の中核拠点として広域から集客

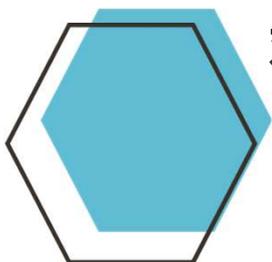
💡 新大阪や大阪都心部へのアクセス抜群

💡 質の高い住宅地や公園があり、
自然と調和した魅力的な街並み



対象地域

都市機能誘導区域のうち
千里中央駅周辺区域



対象施設 ※以下のすべてを満たすこと

- ✓ 新設または建替え
- ✓ 延べ床面積10,000㎡以上
- ✓ 商業機能またはオフィス部分の
床面積5,000㎡以上
- ✓ 住宅などの床面積合計が
延べ床面積の1/2以下

【千里中央駅周辺区域】



《留意事項》

- 設置者（所有者）が対象です
- 営業開始までに指定通知を受ける必要があります
- 申込にあたっては、建築確認申請までに産業振興課へご相談ください
- 複合施設の場合は、商業機能またはオフィス部分のみが対象です

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎5階）

電話：06-6858-2199

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp